

○山井委員 四十五分間、質問をさせていただきます。

きょうは、要支援切りのこと、介護保険改正のことを中心に質問させていただきますが、本日も、現場のケアマネの方やホームヘルパーの方、高齢者の方々にも傍聴にお越しをいただいております。

今回の、要支援を、今、長妻議員がおっしゃったような、市町村に丸投げしていく、移管していく、これは本当に、介護離職促進法案とも私は言えると思います。

私も、両親が七十九歳と八十四歳で体が弱ってきておりますけれども、まず本当に、そういう親が弱ってきたときに、最初、この要支援になるわけですよ、すぐに要介護になるというより。そのときに、ホームヘルパーさんが来てくださる。ボランティアさんでなくて、しっかりとした資格を持ったホームヘルパーさんが来て、安否確認をしてくださる、体調確認をしてくださる。

また、長妻議員の要求に対して厚生労働省が出してきた資料によりますと、要支援の方百万人の中でも、約五十万人が軽い認知症を負っておられる。認知症は、言うまでもなく早期発見、早期対応が一番重要であります。そういう意味では、一番重要である要支援の部分の切るというのは、非常に問題だというふうに思います。

先日の私の質問に対して田村大臣がお答えになりました、一ページ目の配付資料にあります、十年後には千六百四十七億円を抑制する。この提案、先週水曜日、介護保険部会で厚生労働省はしました。

素朴な疑問として、消費増税をするのに、なぜ削減をするのか。効率化、重点化は必要です。でも、先ほど長妻議員が質問されたように、効率化、重点化が一・二兆だったら、三・八兆円は充実させる、その差し引きが二・六兆円なり二・八兆円だという考え方でありまして、今回の法案を一言で言うならば、社会保障制度改革法案ではないんです。改革は入っていないんです。

民主党政権で、法制上の措置を講じると社会保障制度改革推進法で書いたときは、高齢者医療制度、年金制度の改革案を出して、消費増税の前提には、制度改革をして安定化させようという話だったのに、びっくり仰天、出てきたのはプログラム法。そして、中身を見たら、まさに先ほどからの質問に出ているように、事実上の社会保障削減法案になっているわけです。充実はどうなるかわからない。先ほどの田村大臣の答弁でも、二〇一五年の十月に消費税一〇%に上げるかどうかともわからない。

そういう意味では、今後十年間で千七百億円も要支援をカットしていく。財源を一〇〇%確保して市町村に移管するならば、まだわからない部分はありません。でも、財源を減らしながら市町村に任せる、これは、どうぞ、市町村に悪者になって切ってもらってくださいということではありませんか。

さらに、七十歳以上の高齢者の二割負担も、早ければ来年の四月から導入をする。しかし、田村大臣、申し上げたいのは、来年の四月というのは消費税八%に上がる時ですよ。

年金は今下がっています。消費税は来年四月に上がります。アベノミクスで物価も上がります。これだけで三重苦。さらに、老人医療費は上がり、介護保険も一定所得以上の人は二割負担。四重苦、五重苦。余りにもこれはひど過ぎませんか。

田村大臣、御答弁をお願いします。

○田村国務大臣 充実化するところ、それから重点化、効率化するところ、それぞれある中において、一分、これは全体としてネットで充実を使うという話であります。

提案をさせていただいた上で、今御議論をいただいて、最終的に皆さんの御理解をいただくのはどこら辺なのかというような話になってくるんだと思いますから、これはまだ議論をしておる最中だというふうに御理解をいただいて結構だと思います。

ただ、どこかではやはり重点化、効率化しなきゃいけないですね、これは。

これは、皆さん方もやはり同じように、介護予防等々で一千八百億円マイナス、つまり削減するという計画をおつくりになっておられる。これは中身はよくわかりませんよ、こういう書き方ですから。ですから、どこかではやらなきゃいけないということがある。

ですから、仮に、今回、一千六百億という話がありましたけれども、一千六百億なのかどうなのか、ちょっと私

は計算をし直してみなきゃわかりませんが、もし、それができなければ、どこかで同じようなことをやらなきゃいけない。何といても一・二兆円、皆様方の計算でも削減をしなきゃならぬわけでありますから。そこは同じなんですよ。

だから、そういうことを念頭に置きながら、建設的な、もし、こういうのがあるよというのをおっしゃっていただいて、皆さんが本当にこれなら納得するというような御提案をいただければ、ありがたいというふうに思います。

○山井委員 今問題になっているのは、重点化、効率化も必要だけれども、充実部分が見えないんですね。

さらに、今も、民主党政権でもとおっしゃいましたが、私たち民主党政権であれば、今回のような要支援切りはいたしません。なぜならば、これは重点化、効率化にはならないんです。長妻議員が質問したように、介護離職が大幅にふえますよ。今、年間十万人なのが、介護離職がふえます。さらに、認知症の方も、早期の生活援助のホームヘルプやデイサービスがなくなったら、悪化します。要介護になる人がふえます。

これは絵に描いた餅で、千七百億円の削減なんかできませんよ。逆に、施設に入る人はふえる、要介護度が悪化する人がふえる。だから、そういう意味では、これは非常に問題なんです。

それで、配付資料の十七ページにありますように、来年四月から五兆円、消費税収がふえます、来年四月以降五兆円。ところが、たった五千億円しか充実に行かない。民主党政権で考えた消費税一〇%のときには、安定化四パー、充実一パー、四対一なんです。ところが、来年の四月、五兆円のうちたった五千億円、九対一、十分の一に減ってしまっているわけです。私たちとしては、当然、せめて一兆円は充実に使わなきゃだと思えます。

なぜならば、田村大臣、今ちまたで言われているのは、消費税増税はやむを得ない、社会保障の充実、維持のためにはやむを得ない、でも、老人医療費は二割負担、介護保険二割負担、要支援カット、難病、小児慢性疾患の自己負担も一部では値上げ、社会保障を充実しているどころか負担先行の法案じゃないか、そういうことが言われているんですよ。

これは、五千億は少な過ぎます。一兆円以上にふやすべきじゃないですか。いかがですか。

○田村国務大臣 国民健康保険の低所得者の方々の負担軽減の拡大というのがあります。後期高齢者医療保険制度の被保険者の方々の低所得者の軽減の枠の拡大というのものもあります。

それから、高額療養費に関しては、三人家族で二百十萬から七百七十萬の世帯、ここが今、上限額八萬百円プラス一%、こういうような枠で、二百十萬と七百七十萬が一緒、おかしいじゃないかと公明党の皆様方からも大変な御意見をいただいて、ここを、少なくとも二百十萬から一定程度の所得層に関しては上限額を大幅に下げよう、そして負担を減らそうということもあります。

医療提供体制で、要するに、今病院等々が、高度急性期も含めて、本来そこに入らなければならない方々が、それ以外の方々が入っているがために、救急のときに入れられないというような問題がある。これに対しての対応もしっかりとやっていかなきゃならない。

さらに、地域医療に関しても在宅医療の充実をしなきゃいけない。それに対しても応えていかなきゃならない。介護の機能もそうです。あなた方が進めてきた地域包括ケア、これも充実していかなきゃいけないわけでしょう、システムを。こういうものにもお金がかかる。

だから、そういう充実分はあるんですよ。

あなた方は、その重点化、効率化のところばかりおっしゃられますけれども、あなた方だってやらなきゃいけないんですよ、一兆二千億円。そのメニューは何も出さずに、こういうようなことばかり攻撃される、ミスリードされるのは、我々はちょっとやはり問題があると思います。

五千億円の話に戻しますけれども、これは五兆円のうち、何遍も言いますけれども、あなた方、基礎年金国庫負担二分の一分、これは二・九五兆円ですよ。これを使わなくていい、これは借金で、赤字国債でいいというのなら、ここから持ってきてみましょうよ。でも、そういうわけにはいかないんですよ。

消費税が上がったら、当然医療も、先ほど来言っておりますけれども、その分だけ上がります。これが〇・二兆円あります。これをとるわけにはいかないですよ。あと残るところは何かというと、一・四五兆円の、これは安定化のため、つまり赤字国債で今まで社会保障をツケ回していた部分に関しては、これは入れるんです。

この〇・五兆円、これはまさに一〇%になったときのでき上がりと同じ比率で、今案分しているんですよ、その基礎年金国庫負担分を抜いた上で。ですから、これをもし案分を変えれば、赤字国債でツケ回す分がふえるだけであって、それはまさに赤字国債で社会保障を今までやってきた構造と変わらないという話でありますから、そこはやはり問題があるのではないかと、合理的に私は御説明をさせていただいておりますけれども、何か御反論ありますでしょうか。

○山井委員 田村大臣、限られた時間ですから、もう少し端的に答えてください。できないのであれば、できないと言ってくださったら結構ですから。

それで、案分した配分は、一〇%のときは安定化四に対して充実一なんです。四対一なんです。ところが、来年四月は九対一。たった一〇%に半減してしまっているんです。

それで、今、赤字国債の話がありました、この資料の二十一ページ。

一方では社会保障に回すお金がないといいながら、私たち驚いたのは、増収が五兆円なのに、五兆円また景気対策と一緒にやってしまう。おまけに、この二十一ページの資料にもありますように、二兆円、公共投資。そして、十年間で約二百兆円、国土強靱化をやるということも聞いております。

結局、これは社会保障と税の一体改革じゃなくなって、国土強靱化と税の一体改革に変質してしまっていると私たちは思うんです。社会保障と税の一体改革だったら、社会保障の充実が見えないとだめです。全く見えないんです。これは別に私が言っているわけではありません。多くの国民の人たちがそう思っているわけでありまして。

それで、お聞きしたいと思います。(発言する者あり) 今、自民党の方から、コンクリートも必要だという話がありました、消費税増税は少なくともコンクリートのためじゃないんですよ。そこははっきりさせないと、国民に対して約束違反になるんですよ。五千億しか充実がないのに、二兆円も公共事業に使う。お金に色はついていないから、これでは事実上、国土強靱化と税の一体改革じゃないですか。

これは、今後、痛みを伴う改革、ある程度は社会保障に対して必要です。ところが、それは、公共事業も抑えま、みんな我慢しますからというときであって、一方では公共事業にたくさんお金を使って、社会保障の、難病や小児慢性疾患の方々の自己負担を上げますと言って、理解を得られるはずないじゃないですか。

それでは、この要支援切りについてですが、私、今回驚いたことがあるんです。この一ページ目を見てください、先週の介護保険部会の資料。

訪問介護、約六十万人の要支援の方々が今、生活援助、家事援助のホームヘルプを受けておられます。

ところが、私、びっくりしたのは、この厚生労働省の配付資料によると、何と、今回、地域支援事業になったら、今までの訪問介護事業所は「身体介護等の訪問介護」で、生活援助を基本的にはやらない、そういう提案をしているんですね。これはびっくり仰天。

田村大臣、先ほど、地域包括ケアシステムを充実させますとか言ったけれども、充実どころか、大改悪じゃないですか、こんなもの。

今、全国で数万人あるいは十万人近い生活援助のホームヘルパーさんが、必死になって、献身的に六十万人の要支援の高齢者を支えているんですよ。それによって、要介護度がアップしないとか、認知症が進行しないとか、家族が離職せずに仕事をできるとか、献身的に、安い賃金で支えてくださっているんですよ。

それに対して、そのことの重要性を全く検証することもなく、何ですか、この資料。生活援助は、NPO、民間事業者。何か聞くとところによると、お掃除業者とかそういう専門業者にさせたらいい、あるいはボランティアにさせたらいいと。今、六十万人の方が、ほとんどが訪問介護事業所から生活援助を受けておられるんです。受けられなくなるんですか。

○田村国務大臣 いろいろと申されましたので、一つずつ御答弁いたします。

まず、二百兆円公共事業に使うということは、そんなことは一切我が内閣で申したことはございませんので、そういうことを書いているメディアもあるかも知れませんが、その誤解は解いていただきたいというふうに思います。

それから、消費税は、法律で社会保障に使うと書いてあるんです。使わなかったら、法律違反を安倍内閣が犯すことになりますので、そんなことをやるわけがないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、確かに、難病対策に関しましては、今、どのような形で、どのような所得階層に、どれぐらいの負担の程度をお願いするのか、また、低所得者の方々に対してどう配慮するのか、さらには、長期にわたって高額の治療を受けられる方々に対してどのような対応をするのかという観点から、いろいろな御議論をいただいております。

一方で、医療助成の対象範囲も大幅に引き上げようということも考えておりますし、それにあわせて、総合支援法の枠、福祉サービスも使えるようにということで、これは分けている。(山井委員「質問に答えてください。時間稼ぎはやめてください」と呼ぶ) いや、これは山井さんがそうやっておっしゃったから、一つ一つ御答弁させていただいているので。あなたがおっしゃられないことに対しては私は答弁いたしませんから、そこは御理解ください。

その上で、今のお話であります、この点に関しては、実は、生活支援サービス、援助、これは、この中の一番上の「既存の訪問介護事業所による身体介護等」に入っているんですが、確かにこれはわかりづらいので、これはおわび申し上げます。この中に入っているんです。私もこれを見て、入っていないじゃないかと確認したんですが、入っているんです。だから、できます。

ただ、できるのに例示としてちゃんと書いていなかったというのは、これは私の方からも、こういうものに対しては、やれるものをもうちょっと細かく書きなさいというふうに指導しておきましたので、この点を書いていなかった点、「等」に入っている点に関してはおわびを申し上げます。

○山井委員 私、本当にびっくり仰天。六十万人の要支援の方々を支えている生活援助サービスを「等」に入れる。とんでもない。それは失礼ですよ。どういう意味ですか、それは。今やっているメーンは生活援助なんですよ、六十万人も利用している。「等」で読めるはずじゃないじゃないですか。「等」に入れるという神経が私はわかりません。失礼ですよ、それは。利用している方に対しても、ホームヘルパーさんに対しても。

では、次の介護保険部会で、既存の訪問介護事業者による身体介護、生活援助の訪問介護と修正した資料を出すということでもいいですね。

○田村国務大臣 入っていないことを申しわけないとおわびを申し上げているので、その点に関して、明確にここで私は、ちゃんと入っていますよと申し上げているんですから、余り声を荒げないでください。私も気がちっちゃいので、そうやって言われると胸がばくばくしちゃいますから、よろしく願いたいと思います。

その上で、本当に申しわけない話なので、次回の資料にはちゃんと明示をさせていただきますので、それで御理解をいただきますように、よろしく願いいたします。

○山井委員 資料を訂正するのは当たり前です。

問題は、でも、こういう考えがあるからこういう資料になっているわけでしょう、はっきり言って。そういう、もう生活援助は既存の訪問介護事業所にさせなくて、メーンは身体介護にするという考えだから、こういう資料になったんじゃないんですか。

では、田村大臣にお聞きしますが、今までどおり、生活援助を既存の介護事業者から、要支援の高齢者は、地域支援事業になってからも利用できるんですか。

○田村国務大臣 それはもう委員も御承知のとおり、それぞれの要支援者の状態像、これに応じてケアマネジャーがしっかりケアマネジメントするわけでありまして、その中で必要であれば、当然受けられるという話であります。

○山井委員 その必要であればが、くせ者なんです。

例えば、前回は傍聴に来てくださっていましたが三ページ、このKさんという方は、今、週に二回のホームヘルプを受けておられます、家事援助。要支援二。息子さんも要支援二で、脳卒中で倒れられて介護が必要。要支援二のこのKさんが、要支援二の息子さんを、ホームヘルプを利用することによって、サービスを利用されているわけです。

必要に応じてなんです、必要に応じてサービスがカットされたら、これはたまらないわけです。今の制度であれば、普通に考えたら、要介護度、要支援二が変わらなかつたら、同じサービスを利用できますよね。

そうしたら、田村大臣、今の制度から地域支援事業に移っても、今の制度と同様にホームヘルプサービスは利

用し続けられるということですね。その必要に応じての判断は、今の制度と地域支援事業で変わらないと理解していいですか。

○田村国務大臣 ケアマネジャーがマネジメントをされますので、必要に応じというのとはどういうことかというのと、その方にとってそれが必要なサービスならば、それは受けられる。つまり、今も同じでありますから、今必要であるということで受けられておられるのであるならば、必要であるのですから、受けられるという話になろうと思います。

○山井委員 そこは重要ですよ。

制度が変わっても、受けられるサービスは変わらないということですね。そこは重要ですよ。大臣、答弁してください。

○田村国務大臣 ですから、ケアマネジャーの方が御判断をされるわけですから、そこで、生活されるのに必要なサービスだというふうにケアマネジメントをされれば、それは今までどおり受けられるという話であります。

○山井委員 以前の介護保険改正でも、その趣旨の答弁を厚生労働大臣からいただいて、二年後にはサービスは半分にカットされていましたが、残念ながら。ですから、必要に応じてとあって、そのとき私が厚生労働省から言われてびっくりしたのは、いや、市町村の判断でそうされたようですと。それで終わりなんです。

だから、田村大臣、これは前回から聞いていても、キーワードは、必要に応じて、必要に応じてということですが、では、この四ページ目、ここに何と書いてあるか。介護保険部会、先週の資料です。既にサービスを受けられている者については事業移行後も必要に応じ既存のサービス相当のサービスを利用可能とする。

ところが、これは三十年のところで終わっているんですが、既にサービスを受けている者については、事業移行後も、生涯にわたってずっと既存のサービスを利用できるということではないんですか。

○田村国務大臣 要は、必要に応じてですから、状態は変わると思います。変わられない場合もありますけれども、変わられる場合もある。変わられれば、そのまま介護保険の方で、今度は要介護者としてサービスを受けられる場合もありますし、改善されれば、当然のごとく、サービスを受けられないということも起こり得ると思います。

それはケアマネジメントをどうするかという話でありますから、ケアマネジャーの方々の御判断だというふうに思います。

○山井委員 いろいろ答弁はされていますが、その担保がないんですね。担保がないんです。

市町村に財源の格差もあるし、やる気の格差もあるし、そもそも介護保険が導入されたのは、市町村だけに任せておいたら格差が出るということで介護保険にした。それをもう一回丸投げするわけですね。

それで、私、この資料を非常に奇妙に感じているんです。これは、「既にサービスを受けている者については」なんですね。そうしたら、地域支援事業になって新規に要支援一、二と認定された人のことは書かれていなくて、わざわざ明記されているということは、新規の人は必要に応じて既存サービス相当は受けることができないということですか。そういうことですか。

○田村国務大臣 既存のサービスを否定するつもりは全くありません。既存のサービスも、素晴らしいサービスもあります。

ただ、地域に応じていろいろなニーズがあるのがこの要支援の部分でありまして、それはもう十分に委員も御理解いただいておりますが、我々は、全国一律の、画一した、そのような制度の中においてこの部分に対応するよりかは、いろいろなニーズ、地域地域のニーズに応じた対応を自治体の方々にしていただければ、それは、そちらの方がよりいいサービスが提供される可能性がある。

ただし、それは地域差もございまして、移行期間を設けなきゃなりませんし、今までの既存事業者も運営をしていただいて結構である。そうじゃないと、サービスをつくれなかったところはサービスがなくなりますから、その点を否定いたしておりません。

でありますから、新規の方々も、いろいろなサービスが出てまいります、その中で、御自身もしくはケアマネジメントをされる方が、このサービスが適切だというようなことを判定されて、その中において、どのサービスを受けるかということをお決めになられるわけであります。可能性としては、当然のごとく、既存のサービスも受

けることは新規の方々もあります。(発言する者あり)

○山井委員 では、今のままでいいじゃないですか、今も中島議員からお話がありました。

そうしたら、必要に応じて新規の方も受けられるのであれば、次回の資料では、既にサービスを利用されている方も新規の方とここに明記してください。そうでしょう。既存の方と新規の方と変わらないという答弁なんでしょう。

変わるんですか、やはり。新規の方の扱いと今までサービスを利用している方は、既存のサービスをお二人とも利用したいと言ったときに、利用できる度合いが違うんですか、同じなんですか。

○田村国務大臣 この資料は、既存の方がどうなるかというような趣旨の御質問に対して出した資料ですから、当然、既存の方がどうなるかをお示しさせていただいているわけでありまして、新しい方がどうなるかというような、そういう資料要求があれば、それはそういう形で出させていただいても結構でございます。

○山井委員 わかりました。

そうしたら、そこに、今言ったように、新規の方のことを考えていなかったから入れていないということだけれども、今、こういう疑問を思いますよ、これを見たら。

そうしたら、既にサービスを受けている者についても新規の者についても、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする。この資料を次回の介護保険部会で配付してもらうということよろしいですか。官僚の人に聞かなくて、大臣が答弁したらいいんだよ。

○田村国務大臣 基本的には出させていただきます。

官僚の方に聞かなくてといいながらも、とりあえず次の会合に向かって資料をつくらせなきゃいけませんから。間に合うという話でございますから、表現方法も含めて、出させていただきますと思います。

○山井委員 これは重要な答弁です。既にサービスを利用している人も新規認定者も変わらない。

ということは、既にサービスを受けている人に関しては、経過措置とか優遇措置は設けないということですよね。要は、既にサービスを受けている人も新規の人も同じだというふうに書類を変えるということですから、優遇、経過措置は設けないということですよね。もう官僚の方と相談しないで、大臣、答弁してください。

○田村国務大臣 今受けている方は、言うなれば、今まで受けているサービスを受けられなくなること自体が、やはりいろいろな問題が起こるわけですよ。だから、そこは優遇をしなきゃならぬという話ですよ。

新規の方々も受けられますけれども、それはやはり、優先順位とすれば、今まで受けておられるの方々の方が優先されるという話だろうと思います。

○山井委員 それはやはり変じゃないですか、今の答弁。そうしたら、差があるんじゃないんですか、やはり。今の答弁が怖いのは、では、地域支援事業になったら、やはりサービスを受けられなくなるかもしれないと大臣はぼろっとおっしゃったけれども、そんな改悪だめですよ、それは。

新規の人も既にサービスを受けている人も、既存サービスの利用可能性は同じですか、違うんですか。そこを明確に。端的に。

○田村国務大臣 新規の方も受けられます。しかし、既存で受けている方々がはじき飛ばされるというようなことが起こっては困るわけですから、そこは優先的に受けられるということで配慮をするという話でございます、これがだめという話は、ちょっと私はよくわかりません。

○山井委員 とにかく、既にサービスを受けている人と今後新規の人も同等だということを書類に明記していただきたいのと、それと、なぜそういうことになるかという、千七百億円カットして、そしてこういう訪問介護も絞っていくからなんですか。

それで、大臣、大事なのは、今、六十万人の要支援のホームヘルパーさんが、なじみのホームヘルパーさんのサービスを受けておられるんですね。しかし、この資料によると、NPO、民間事業者、ボランティアなどを活用するということになっているんですが、今サービスを受けている人たちが、地域支援事業になって、望めば、基本的には同じホームヘルパーさんのサービスを受けてもらえるということによいですか。

○田村国務大臣 今ほど来も申し上げましたけれども、それぞれの状態像に応じてケアマネジャーからマネジメントされるわけでありまして。必要であればそのような話になりますし、今申し上げていますが、既存の方々

に配慮しなきゃいけないと言っているから、今委員がおっしゃったような形なんでしょう。

それと同じことを私は言っているんですけども、どうもお気に入りになれないという話になると、何か違う制度をしるという話なのか、ちょっと私は理解できませんが。

○山井委員 大臣、既存の人に配慮せざるを得ないということはどういう答弁の意味かという、新たな人はそのサービスが保障されないということの裏返しなんです。そんな、新たな人にサービスが十分行き渡らないような改正はすべきじゃないんです。今、制度を変えなかったら、新規の人も同じサービスを利用できる権利があるじゃないですか。

ですから、今回、私、もう一つびっくりしましたのは、先ほど、千七百億円削減するために効率的にこういう方法をとってくださいという資料を介護保険部会で厚生労働省は配っているんですね。私、これはびっくりしました。人員基準、単価を柔軟に設定できる。つまり、上限は決めるようですから、デイサービスなどの職員を減らしていい、かつ、デイサービスやホームヘルプの単価も下げていい、おまけに、多様なサービス内容に応じた利用者負担を設定し、つまり、今は一割負担だけれども、二割、三割に上げてもいい。

大臣、市町村に投げて人員を減らしたり単価を下げたりしたら、ホームヘルパーやデイサービスセンター職員の賃金も減るし、利用者負担を上げたら利用しにくくなるじゃないですか。何でそういう悪い意味での緩和をするんですか。一割負担の方がそれはいいですよ。それに、人員配置基準、単価も下げない方がそれはいいですよ、サービスの質も介護職員さんの賃金も下がりますから。何でこういうサービスの質が下がるようなことをやるんですか。

○田村国務大臣 まず、要支援制度にしたら、今と変えなかった方が、新しく入ってくる方が今と同じサービスが受けられるのではないかというのは、それは、これからどんどん要支援者もふえてきます。団塊の世代の方々も、やがて後期高齢者に近づいていって、要支援の方がふえてきます。

すると、要するにサービスを受ける方がふえてくるわけでありますから、サービスを提供する側がそれに対してふえていかない限りは、受けられないのは当たり前の話であって、それは制度が変わるからという話じゃないんだと思います。それは、ちゃんと提供される事業者は残るわけでありますから。

その上で、今のお話であります、一応、そんな三割、四割などというのは、そんな法外なことは我々も考えておりませんでして、大体今の一割というものを一つの目安に、我々もガイドラインをお出しするつもりであります。

そもそも、そんなことをすれば、もう地方自治体が、住民の方から怨嗟の嵐ですよ、それは。だから、そんなことは常識的に、地方自治体だって、そのそれぞれの自治体の首長さんらは選挙で選ばれている方でありますから、よくあなたがおっしゃる、もうちょっと地方を信じる部分があってもいいのではないかと私は思います。

その意味からいたしまして、単価がどうだというお話であります、これは多様なサービスでありますし、サービスを提供されるマンパワーも多様であります。今のように、それぞれ働き盛りの介護職員の方々だけではなくて、例えば、もう定年退職された、しかし元気な、そういう高齢者の方々がサービスの担い手になることも考えられます。そうなれば、当然のごとく、それぞれの単価というものは下がることも考えられるわけでありますから、そのようなことを総合的に判断して、いろいろな柔軟な対応ができるような制度設計になるわけであります。

これは、柔軟な制度設計をしなかったら、介護保険のままで変わらないという話でありますから。それだと、地域のそれぞれのニーズにお応えできるようなサービス提供ができないのではないかとということで、そこは自主性を持って、各地方自治体を我々は信じておりますから、それに対してはいろいろなフォローも、我々はお手伝いもしてまいります。

そういう中において、やはり地域住民の方々に安心していただけるようなサービスを御提供いただきたいという意味で、今回の制度を導入しておるわけであります。

○山井委員 サービスは足りなくなるとかおっしゃるけれども、何でそうなるのかという、千七百億カットするからじゃないですか。そもそも、それは、カットしたら財源が足りなくなりますよ。

それに、今、そんな切り下げはしませんよと言っているけれども、大臣にそのことを言う資格はないんですよ、切り下げてもいいですよという提案をしているのは厚生労働省なんです。そんなことが起こるとよくないん

だったら、こんな、切り下げていいですよという提案はしなくていいじゃないですか。

ですから、最初から言っているのは、消費税増税は何のためなんですかという話に戻ってくるんですよ。

私たち民主党政権のときから、要支援を切ったらどうかという議論はありました。しかし、私たちは、要支援の方々の支援は大切だと。もちろん、一部、本当に軽い方が利用されているという問題点はなしとはしません。その部分に関しては、要介護認定の適正化、そういうことはもちろん必要です。しかし、今、要支援の方々のサービスを市町村に丸投げして、おまけに財源をカットする、そのことは決して軽くなることにはならないんです。

では、田村大臣、地域支援事業になって、ボランティアにやってくださいとか、NPO、掃除業者にやってくださいとか、そういうふうに、本人は、嫌だ、今のホームヘルパーさんのお世話を、なじみのホームヘルパーさんですから当然ですよ、受け続けたいと言ったときに、いや、かえてくださいというふうに言われることはないということでしょうか。

○田村国務大臣 サービスを受けるに関しては、先ほど来言っておりますとおり、それが必要かどうかという、一つ基準があります。必要であれば、それはケアマネジメントの中においてそういうサービスが提供されるでありますから、そのヘルパーさんかどうかというのは、その事業者はそのヘルパーさんがずっといるかどうかという問題もありますから、私はそこまで保証できませんけれども、必要なサービスは受けられるという話になると思います。

○山井委員 だから、大臣が答弁されていることと正式に提案していることが全然違うんです。それだったら、望めば今のサービスを受け続けられます、新規の人も受けられます、同じヘルパーさんでも受け続けられますという提案をできるんですか。できるはずないでしょう、千七百億円もカットして。

それで、お聞きしますが、「NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス」、これは、ホームヘルパー二級とか、そういう資格はあるんですか、あることを想定しているんですか。

○田村国務大臣 多様なサービスを想定いたしておりますので、そのような一定の制約をかけるというような形は考えておりません。

○山井委員 これもショッキングな答弁ですね。一定の制約じゃないでしょう。介護、生活支援は重要だから、ホームヘルパー二級ぐらいの資格がある人がお宅に行きましょう、デイサービスの職員になりましょう、これが厚生労働省が今までからおっしゃってきたことじゃないですか。それを、では、無資格の人にやってもらおう、今まで資格のある専門職員がデイサービスや生活援助をしていたのを、資格のない人にやってもらおう。

私、この六ページの資料も少し問題があるんじゃないかと思うんです。

どんなことをホームヘルパーさんがやっているか。六四%が掃除、こう書いてありますけれども、こういう単純な話じゃないんです。体調管理、安否確認、認知症が進んでいないか、そういう、要支援のお年寄りの方々に寄り添って支えておられるんです。単に掃除、単に食事じゃないんですよ。そのお年寄りの人生を支えておられるんですよ。

それを、資格のない方々にどんどんやってもらったらいいい、なぜならば千七百億円削るから。消費税は増税するけれども、要支援の百万人の高齢者は市町村に丸投げしていく。これで理解されるはずないじゃないですか。

この介護保険法改正というのは、来年四月に恐らく国会で審議するんだと思うんです。消費税が八%に上がる時ですよ。

国民が期待しているのは、消費税がアップするときにはどれだけ社会保障が充実するのかな、まあ充実はできないにしても安定化、維持してもらえるのかなと思っているときに、ホームヘルパーさんも、サービスが減るかもしれない、質が低下するかもしれない、自己負担がアップするかもしれない。予算もカットされて、今受けているホームヘルプサービスやデイサービスが受けられるかどうか分からない。

そんな、改悪、社会保障削減法案を出してきて、消費税増税とセットの時期で、国民に理解されると思いますか、田村大臣。

○田村国務大臣 介護保険は、制度改正してから施行まで若干時間がかかるとは思いますけれども、介護の方も、保険料に関しては低所得者に配慮した、そういうようなことを考えて今議論をしております。

だから、そういう意味からすると、先ほど来から申し上げておりますけれども、山井委員は、負担が上がるそこ



ろばかりおっしゃられますけれども、そもそも充実の方にお金は多いわけですから。それは、充実する方にお金が回るのは、これはもう当たり前の話で、最低、一〇%のときには二・八兆円、お金が回るんですよ。その上で、どこを重点化、効率化するかという中の話でありまして、今、一千七百億という話もありますが、それも含めて御議論いただいております。

それも含めて御議論いただいておりますが、その話とは別に、これはやらなきゃならないということで御提案をさせていただいておりますから、財源がどうのこうのというような話の中でこの議論が出てきた話ではないということは、委員も十分に御理解をいただいております。そもそも、そういう話が民主党政権のときからも出ておったというふうに委員がおっしゃられましたので、御理解いただいておりますけれども。

とにかく、地域それぞれがいろいろな意味で対応できるような形、そのような形を我々もいろいろとお手伝いはしてまいりますから、地域のニーズに合ったようなサービスを提供いただきたい。

それから、専門職の話は、当然、ケアマネジメントして、専門職が必要という方々には、専門職がちゃんとサービスを提供するというような形になろうと思っておりますから、それは必要な方々に必要なサービスが行くということで、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○山井委員 今、家事援助、生活援助のホームヘルプを受けられている方やデイサービスに行っている方の多くは、必要だからそのサービスを受けておられるんですよ。それに対する検証もなくして、とにかく財源を切らないとだめだから市町村に丸投げする。

こんなことをしていったら、結局、今までは権利として要支援の方もサービスが受けられた。ところが、今言ったように、あなたはホームヘルパーさんはだめですよ、お掃除業者の人に受けてもらいます、あるいはボランティアさんに受けってもらいます、そういうことに、財源を切っていったらなるわけです。

最初に言いましたように、景気対策には二兆円の公共事業をどんとやる。ところが、要支援の高齢者のサービスはカットしていく。こういう提案をしているだけで、全国の要支援の高齢者や、全国の要支援の高齢者を支えておられるホームヘルパーさんやデイサービスさんや事業所、本当にこれはもう不安で不安でたまらないということになっているわけですよ。

消費税増税というのは、国民の不安を安心に変えるためじゃなかったんですか。何で、消費税を増税して、介護現場やお年寄りが不安に思わないとだめなんですか。このことは徹底的にこれからも議論していきたいと思っております。

ありがとうございました。